

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟県中東福祉事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	92.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	対象者なし
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	101.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	対象者なし
21～25年	76.0%
16～20年	99.6%
11～15年	88.9%
6～10年	100.3%
1～5年	90.3%

【説明欄】

- ・全職員に係る情報の任期の定めのない常勤職員以外の職員について、対象となる女性職員がいない。
- ・役職段階別の課長相当職について、対象となる女性職員がいない。
課長補佐相当職について、対象となる男性職員がいない。
- ・勤続年数別の36年以上について、対象となる男性職員がいない。
31年～35年について、対象となる女性職員がいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。